

奈良県告示第百十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和二年六月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
太田 勝也	近畿大学奈良病院	生駒市乙田町一二 四八番一号	消化器外科・ 外科（ぼうこ う機能障害）	令和二年六 月十六日
喜馬 啓介	近畿大学奈良病院	生駒市乙田町一二 四八番一号	泌尿器科（ぼ うこう機能障 害）	令和二年六 月十六日
高井 朋聡	生駒市立病院	生駒市東生駒一丁 目六番地二	腎臓泌尿器科 （ぼうこう機 能障害）	令和二年六 月十六日
明石 陽介	南和広域医療企業 団南奈良総合医療 センター	吉野郡大淀町大字 福神八番一	総合診療科（ ぼうこう機能 障害）	令和二年六 月十六日
森川 大樹	近畿大学奈良病院	生駒市乙田町一二 四八番一号	耳鼻咽喉科（ 聴覚障害・平 衡機能障害、 音声・言語・ そしゃく機能 障害）	令和二年六 月十八日

